うなぎ稚魚漁業の許認可方針(素案)

（総則）

第１　うなぎ稚魚漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたっては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び大阪府漁業調整規則（令和２年大阪府規則第126号。以下「規則」という。）によるほか、この方針によって処理する。

（許可の定義）

第２　規則第４条第１項第１号で定めるうなぎ稚魚漁業は、海面及び海面に連接する河川・水路等（以下「海面等」という。）において行う次の漁業とする。

うなぎ稚魚漁業（たも網又はかご網を使用し、しらすうなぎを含む全長20センチメートル以下のうなぎを漁獲するものに限る。）

（許可の申請様式）

第３　許可の申請書の様式は、様式第13号とする。

２　申請書のほか、許可等をするかどうかの判断に関し必要と認める書類は、別表１のとおりとする。（規則第８条第２項）

（新規の許可等）

第４　公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第１項及び第２項並びに規則第11条第１項及び第２項）

（１）制限措置の内容

ア　許可等をすべき数　現行許可数を基本とする。ただし、令和５年度の許可数は

令和４年度の特別採捕許可数のうち漁業者及び漁業従事

者に対し許可した数とする。

イ　操業区域　　　　　次表の左欄に掲げる許可申請者の区分ごとに、それぞれ

右欄に掲げる区域とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の区分 | 操業区域 |
| （Ⅰ）府内沿岸漁業協同組合に属する者 | 申請者が所属する漁業協同組合ごとに別表に定める区域 |
| （Ⅱ）(Ⅰ)以外の者で大阪府内に住所を有する者 | 別表に掲げる区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択できる区域は１区域のみとし、選択した区域は漁業時期の途中で変更できない。 |

ウ　漁業時期　　　　　　　　１月21日から５月20日まで

エ　漁業を営む者の資格　　　当該漁業を営む又は営もうとする者（個人に限る。）

（２）申請すべき期間

公示日から２か月間（閉庁日を除く。）

２　許可は、次の（１）から（４）に該当する者から順に行うものとし、公示した許可すべき数を超える場合の許可基準は、次々項に定めるとおりとする。（規則第11条第７項）。

（１）前年度に当該漁業の許可を受けていた者

（２）許可を受けようとする年度から起算して過去３ヶ年に当該漁業の許可を受けていた者（ただし、（１）の者を除く。）

（３）現に他の漁業を営む又は漁業に従事する者

（４）前各号に掲げる以外の者で、大阪府内に住所を有する者

３　令和５年度の許可にあたっては、前項（１）において「前年度に当該漁業の許可」とあるのは「令和５年５月20日の時点において、大阪府からしらすうなぎの特別採捕の許可」と読み替える。

４　公示した許可すべき数を超える場合の許可基準は、次の（１）から（７）の合計点数の上位者から順に許可するものとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第５項及び規則第11条第５項）。

（１）現に漁業の許可を有して操業実績がある者（７点）

（２）府内に住所を有する漁業者、漁業従事者（５点）

（３）現に大阪府から漁船登録を受けている者（５点）

(４) 現に大阪府から漁業許可を受けている者（５点）

（５）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で過去３年間の漁業日数が年間90日以上の者（５点）

（６）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で漁業日数が年間90日未満の者（３点）

（７）（１）～（６）以外の者でこの許可を新たに受けようとする者（３点）

５　前項の許可基準によっても、なお許可する者を定めることができない場合、くじによる抽選を行うこととし、その方法は次のとおりとする。（規則第11条第６項）

（１）抽選の場所　　大阪府咲洲庁舎又は大阪府漁港管理事務所

（２）くじの対象者　公示した許可の上限数を超えた数に属する優先順位が上位の者

（３）くじの方法　　ア　抽選の順番は先着順とする。

イ　あらかじめ抽選箱に当選及び落選の記載がある札を入れておく。

ウ　アにより決まった順番で抽選箱の中の札を引く。

エ　抽選の結果を当日抽選の場所において公表するとともに後日申請者に文書で通知する。

６　許可申請者数が公示された数に満たない場合は、近年の資源状況を考慮し、原則新たに公示しない。

（許可等の条件）

第５　知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第44条第１項及び規則第13条第１項）

（１）使用漁具　　　　使用できる漁具はたも網又はかご網とし、同時に使用してはならない。

かご網は、長さ・幅・高さが１メートルを超えるものを使用してはならない。

使用するかご網にはすべて、許可番号・氏名・所属漁協を明記した別に定める名札をつけなければならない。

（２）操業時間　　　　１月21日から３月20日まで　午後４時から翌日午前６時まで

３月21日から５月20日まで　午後５時から翌日午前６時まで

（３）許可証の携帯　　操業する時には、許可証を常時携帯しなければならない。

（４）漁獲の停止指示　知事が漁獲の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。

（変更の許可申請）

第６　制限措置内容の変更にかかる申請書の様式は、様式第３号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条第２項）

（各種届出）

第７　許可等の承継、失効、休業、休業中の漁業の就業に係る各届出の様式は、様式第４号から第８号までとする。（規則第３条、規則第17条第２項、法第58条において読み替えて準用する法第49条第２項及び規則第18条第２項、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第１項並びに規則第19条第２項）

（許可証の交付）

第８　許可証の様式は、様式第16号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第56条第１項及び規則第24条）

（許可証の書換え交付及び再交付の申請）

第９　許可証の書換え交付及び再交付の申請書の様式は、別記様式第11号及び第12号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第56条第２項並びに規則第27条及び第28条）

（資源管理の状況等の報告）

第10　資源管理状況の報告の様式は、様式第17号とする。（法第58条において読み替えて準用する法第52条第１項及び規則第21条第１項）

２　前項の報告は、月毎に行うものとし、１月から４月分については翌月10日までに、５月分については当月末までに必ず報告するものとする。

附則

１　この方針は、令和５年12月１日から施行する。

２　許可方針第５(１)に規定する名札は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| うなぎ稚魚漁業許可受者許可番号 ○　○　○　○氏　　名　 ○　○　○　○所属漁協　 ○　○　○　○　漁業協同組合 | １０ｃｍ |
| １５ｃｍ |

（規　格）　１．材　質：プラスチック　２．縦：１０ｃｍ　３．横：１５ｃｍ

　　　　　　４．厚さ　：１ｍｍ

別表：漁業協同組合ごとの操業区域

|  |  |
| --- | --- |
| 組合名 | 操業区域 |
| 大阪市・大阪住吉 | 長柄橋下流の新淀川から大和川に至る区域 |
| 堺市・堺市沿岸・堺市出島・堺市浜寺 | 大和川以南から堺市、高石市境界に至る区域 |
| 高石市・泉大津 | 堺市、高石市境界から大津川に至る区域 |
| 忠岡・春木・岸和田市大阪府鰮巾着網 | 大津川から近木川に至る区域 |
| 北中通・泉佐野・田尻 | 近木川から樫井川に至る区域 |
| 岡田浦・樽井 | 樫井川から男里川に至る区域 |
| 尾崎・西鳥取・下荘・淡輪・深日・谷川・小島 | 男里川から大阪府と和歌山県境に至る区域 |

様式第13号（規則第８条（うなぎ稚魚漁業）関係）

漁業許可（起業認可）申請書

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所

氏名

　下記のとおり、うなぎ稚魚漁業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

漁業種類等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業種類（地方名称） | 漁業根拠地 | 操　業区　域 | 漁　業時　期 | 使　用漁具数 | 主な漁獲物の種類 |
| うなぎ稚魚漁　　　業 |  |  | １月21日から５月20日まで | かご：たも： | うなぎ稚魚（全長20cm以下のうなぎ） |

（注）操業区域には、以下の区域から１つ選び番号を記入してください。

１．長柄橋下流の新淀川から大和川に至る区域、２．大和川以南から堺市、高石市境界に至る区域、

３．堺市、高石市境界から大津川に至る区域、４．大津川から近木川に至る区域、

５．近木川から樫井川に至る区域、６．樫井川から男里川に至る区域、

７．男里川から大阪府と和歌山県境に至る区域

使用船舶

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 船名 | 　　　　　　　　丸 | 　　　　　　　　丸 | 　　　　　　　　丸 |
| 漁船登録番号 | ＯＳ　　－　　　　 | ＯＳ　　－　　　　 | ＯＳ　　－　　　　 |
| 総トン数 | 　　　　　　　トン | 　　　　　　　トン | 　　　　　　　トン |
| 推進機関の種類及び馬力数 | 　　　　　　　機関　　　　馬力・kＷ | 　　　　　　　機関　　　　馬力・kＷ | 　　　　　　　機関　　　　馬力・kＷ |

（注）船舶は３隻まで申請できます。船舶を使用しない場合は、空欄としてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 誓約事項 | 私は暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。 | □ |
| 本申請書類に関する情報を、漁業法第58条において準用する法第41第１項に基づく適格性の確認のため、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。 | □ |

該当する場合、□の中にレ点チェックを記入してください。

様式第14号（参考様式（うなぎ稚魚漁業））

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

（漁業協同組合）

住所

名称

代表職氏名

漁業許可申請について（副申）

　標記について、当漁業協同組合所属の組合員である下記の者が うなぎ稚魚漁業 の漁業許可申請を行うことについては、異議ありません。

　ご審査のうえ、許可いただきますようお願いします（なお、申請手数料については、申請者の依頼により、手数料の代行納付を行います）。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 組合員氏名 | 順位 | No. | 組合員氏名 | 順位 |
| １ |  |  |  | 11 |  |  |  |
| ２ |  |  |  | 12 |  |  |  |
| ３ |  |  |  | 13 |  |  |  |
| ４ |  |  |  | 14 |  |  |  |
| ５ |  |  |  | 15 |  |  |  |
| ６ |  |  |  | 16 |  |  |  |
| ７ |  |  |  | 17 |  |  |  |
| ８ |  |  |  | 18 |  |  |  |
| ９ |  |  |  | 19 |  |  |  |
| 10 |  |  |  | 20 |  |  |  |

※上記の者は、本申請に係る一切の事務を　　　　漁業協同組合に委任します。

（注）順位には、以下のいずれかの番号を記入してください。

１．前年度に当該漁業の許可を受けていた者

２．許可を受けようとする年度から起算して過去３ヶ年に当該漁業の許可を受けていた者（ただし、１の者を除く）

３．現に他の漁業を営む又は漁業に従事する者

４．１～３に掲げる以外の者で、大阪府内に住所を有する者

様式第15号（参考様式（うなぎ稚魚漁業））

売買契約証明書

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

上記（許可申請者）が採捕したうなぎ稚魚を、下記のとおり購入することを証します。

買主住所

代表者名　　　　　　　　　　　　　㊞

記

１.品名・数量・期間について

|  |  |
| --- | --- |
| ①　品　名 | うなぎ稚魚 |
| ②　数　量 | kg |
| ③　期　間 | 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで |

２.うなぎ稚魚の購入目的

|  |
| --- |
| ■買主が自ら養殖する場合・養殖池の所在地・養殖池の名称・養殖池の面積 |
| ■買主が他へ供給する場合・供給先住所・氏名又は名称 |

様式第16号（参考様式（うなぎ稚魚漁業））

|  |
| --- |
| 大阪府指令水第　　　　　号第　　　　　号漁　　　業　　　許　　　可　　　証住所　氏名　　　 |
|  | 漁業種類等 |  |
|  | 漁業種類（地方名称） | 操業区域 | 漁　業　時　期 | 使用漁具の種類 |  |
| うなぎ稚魚漁業 |  | 1月21日から　　　　　5月20日まで |  |
| 使用船舶 |
|  | 船名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸 |  |
| 漁船登録番号 | 　　　　ＯＳ　　　－ |
| 総トン数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　トン |
| 推進機関の種類及び馬力数 |  |
| 許可の有効期間　　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　　　年　　　月　　　日まで条　　　　　件　裏面のとおり |
| 　　　　　　年　　月　　日大阪府知事　　　　　　　　　印 |

様式第17号（参考様式（うなぎ稚魚漁業））

うなぎ稚魚漁業漁獲量報告書

年　　月　　日

大阪府漁業調整規則第21条に基づき、以下のとおりご報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁業者名 |  | 所属漁協名 |  |
| 許可番号 |  | 許可期間 | 令和　年１月21日から５月20日まで |
| 資源管理の取組実績 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 年　月分 |
| 日 | 使用漁具 | 漁獲量（g） | 販売価格（円） | 操業区域 | 出荷先 |
| 1 |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |
| 月合計 | 操業日数　　日／漁獲量　　　　ｇ／販売価格　　　　　　円 |

（注意事項）

〇１ヶ月ごとに取りまとめ、１月から４月分については翌月10日までに、５月分について

は５月末までに必ず報告すること。

〇日をまたいで採捕を行った場合は、採捕を開始した日の欄に記入して下さい。